

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月12日（月）午前9時00分から午前9時16分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて

報告第12号 農用地利用配分計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、6月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。9番の白戸陽平委員と1番の葛原慶仁委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第16号につきましては、推進委員の白戸卓郎委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

（白戸卓郎推進委員 退席9：02）

議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第16号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が3件です。

【議案第16号、所有権移転の整理番号13～17、賃貸借権設定の整理番号12～14について説明】

3ページの所有権移転の整理番号13から4ページの17までは、いずれも垂柳地区の西側に隣接する農地であり、譲受人は黒石市の●●●●さんです。

譲受人は、当該農地の近辺に農地を所有しておりますが、今回規模拡大の申し出があったことから、各所有者に対して意向確認を行い、売買することとなったものです。

次に、5ページの賃貸借権設定の整理番号12については、役場の南西約750mに位置する農地です。

賃貸人の体調不良により自らの耕作が困難であることから、双方で協議し、貸借することになったものです。

次に、整理番号13及び14については、境森地区の西側約400mに位置する農地です。

これまで基盤法による貸借を行ってりましたが、期間満了に伴い、農地法第3条による賃貸借に切り替えを行ったものです。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第16号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第16号は議案のとおり決定することとします。

(白戸卓郎推進委員 着席9：05)

次の議案第17号につきましては、9番白戸陽平委員と推進委員の鈴木哲也委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(9番白戸陽平委員、鈴木哲也推進委員 退席9：06)

それでは議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が23件です。

【議案第17号、所有権移転の整理番号26、賃貸借権設定の整理番号46～68について説明】

8ページの所有権移転の整理番号26については、枝川地区の北約350mに位置する農地と枝川地区と垂柳地区の中間位に位置する農地の2筆です。

これまでも譲受人が賃借して耕作していたものですが、譲受人の経営規模拡大に伴い、双方で協議し売買することとなったものです。

次に、9ページの賃貸借権設定の整理番号46については、東光寺地区から北西約500mに位置する農地、ほか9筆。合計9,782㎡です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、10ページ整理番号47については、東光寺地区の西側に隣接する農地と、同じく東光寺地区の北西100mほどの所に位置する農地で、合計15,122㎡です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号48については、前田屋敷会館から北に400mに位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、11ページの整理番号49については、前田屋敷地区の北側約430mに位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号50と51については、田舎館地区の集会所から南南東約400mに位置する農地です。

貸借期間満了に伴い、経営規模拡大を図る賃借人と新規に賃貸借権設定をすることとなったものです。

次に、整理番号52については、境森集会所から南西に約480メートルに位置する農地ほか9筆合計11,986㎡です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、13ページの整理番号53から18ページの整理番号68までは、全て農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

今回の件数は16件で、合計面積は69,141㎡です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第17号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第17号は議案のとおり決定することとします。

(9番白戸陽平委員、鈴木哲也推進委員 着席9:11)

次に、報告事項に入ります。

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第11号について説明いたします。

報告第11号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

【報告第11号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第11号を終わります。
次に、報告第12号「農用地利用配分計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第12号について説明いたします。
報告第12号は、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知を県知事より受理したので報告するものです。

【報告第12号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第12号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。